

東大和市立図書館協議会 平成31年度第3回 概要録

会議名 平成31年度第3回 東大和市立図書館協議会
開催日時 令和2年2月18日（火）午後3時～5時4分
開催場所 東大和市立中央図書館 2階 視聴覚室
出席者 （委員）溝江委員、上田委員、濱脇委員、井上委員、村松委員、六馬委員、荒川委員、岡崎委員、島委員
（欠席者）佐々木委員
（事務局）當摩（中央図書館長）、恵良（管理係長）
西尾（主査（計画担当））、柳原（事業係長）
永井（桜が丘図書館長）、浴（清原図書館長）

会議の公開・非公開の別 公開 傍聴者数 8人

会議次第

1. 開会
2. 議題
 - (1) 令和2年度予算（案）について
 - (2) その他
 - ア 地区図書館の開館日及び開館時間等の見直しについて～市立図書館における検討結果～（案）
 - イ 東大和市子ども読書活動推進計画 平成30年度実施状況報告書について（報告）

配布資料

- ・次第
- ・令和2年度中央図書館予算（案）
- ・地区図書館の開館日及び開館時間等の見直しについて～市立図書館における検討結果～（案）
- ・第二次東大和市子ども読書活動推進計画[平成30年度～令和4年度]

1. 開会

会 長： 定刻となりましたので、平成31年度第3回東大和市立図書館協議会を始めさせていただきます。本日は9人の出席ということで会議は成立いたします。

また、傍聴者がいらっしゃいます。会議は東大和市情報公開条例第30条の規定により、原則公開となっておりますので、これを許可いたします。

2. 議題

議題（1）令和2年度予算（案）について

会 長： 本日の議題は2件ございます。最初に議題（1）令和2年度予算（案）について説明をお願いいたします。

事務局： 令和2年度の予算案につきましては、2月14日にプレス発表を行いました。正式には議会の予算特別委員会にお諮りしてご承認をいただいております。私からは概要について説明をさせていただきます。各事業の詳細につきましては、のちほど各担当係長、地区館長から説明をいたします。

それでは口頭になりますが、令和2年度の当初予算案につきまして、財政局から示されております予算編成方針も含めまして、説明をさせていただきます。東大和市の令和2年度の重要施策等につきましては、第2次基本構想における将来都市像、「人と自然が調和した生活文化都市 東大和」を実現するために、引き続き日本一子育てしやすいまち、シニアが活動できるまちづくりを最も重要な施策と位置付けまして、住みよい活気あるまちづくり、環境にやさしいまちづくり、福祉の行き渡ったまちづくり、地域力、教育力の向上など、これらの施策を推進していくことにしております。また令和2年度につきましては、市制50周年ということと、さらに東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に関連する事業につきまして、計画的に取り組んでいくことにしております。

そして、本年度と同様になりますが、次の事業につきましては優先的に予算を配分することとされております。1点目としましては、学校教育の充実に係る事業。2点目は、市民文化の振興に係る事業。3点目は、生涯学習の充実に係る事業。4点目は、児童福祉の推進に係る事業。5点目は、保健医療の充実に係る事業。6点目は、高齢者健康福祉の推進に係る事業。7点目は、障害者福祉の推進に係る事業。8点目は、防災、防犯体制の推進に係る事業。9点目は、道路、交通の整備に係る事業。10点目は、市街地の整備に係る事業。11点目は、緑の保全・創出に係る事業。以上を優先的な事業と位置付けております。

次に、令和2年度の予算編成方針の重要事項について、全般的な事項ということで説明いたします。4点ございまして、まず1点目アとしまして、開かれた市政の実現のため、施策の形成や課題の対応にあたっては、情報公開の推進と、説明責任の徹底を図り、市民の理解と信頼を得ること。こちらは引き続きのものとなっております。それから2点目イとしまして、持続可能な市政の実現のため、新規施策の実施にあたっては社会情勢等を見通す中、その効果等を検討し、東大和市実施計画における主要事業など取り組むべき課題に集中すること。こちら継続となっております。3点目ウとしまして、東大和市行政改革大綱に基づき、市民サービスの向上や効果的、効率的な行政運営の観点から行政改革に取り組むこと。特に厳しい財政状況を踏まえ、積極的な歳入の確保と、歳出縮減に取り組むこと。最後4点目エとしまして、東大和市公共施設等総合管理計画に基づき、中長期的な視点による老朽化対

策や、維持更新に係る財政負担の平準化など、公共施設等の最適化の実現に向けて取り組むこと。以上の4点を掲げております。

続きまして図書館の事業であります。概要で説明いたします。歳入につきましては例年どおりのものになります。市立図書館3館に設置しております電子複写機の使用料としまして、令和2年度は、145,000円を計上しております。また、資料弁償金につきましては、利用者が資料を紛失ですとか、破損してしまった場合に、現物での返還ができない場合に、現金でいただくものがございますが、その際の科目存置ということで1,000円を予算化しております。続きまして2ページをお開きください。こちらは令和2年度図書館関係歳出事業別内容です。各事業につきましては、平成31年度との比較ということで一覧にしております。全体では、差額が85,274,000円の増ということで、率にして74.0%の増となっております。これは中央図書館の外壁等改修工事ということで、大規模改修を行う予定にしているために大幅な増となったものです。その他の主なものとしましては、中央図書館の管理費になりますが、令和2年度から導入されます会計年度任用職員制度に係る嘱託員の報酬、それから臨時職員の賃金が会計年度任用職員報酬という形で、振替がされております。その他中央図書館の事業係ですとか、桜が丘図書館事業費、あるいは清原図書館事業費につきましては、特に大きなものはございません。概要につきましては以上とさせていただきますが、詳細につきましては各担当係長、または地区図書館長から説明をさせていただきます。私からは以上となります。

会 長： 続いて管理係から順に説明をお願いいたします。

事務局： それでは中央図書館管理費になりますが、平成31年度予算と比較して増減の大きいものを説明いたします。まず、報酬・手当・社会保険料等でございますが、1節（報酬）嘱託員報酬につきましては、今年度24,609,000円を計上してございましたが、次年度は0円となります。こちらは次年度からは嘱託員、臨時職員の制度がなくなりまして、会計年度任用職員制度という、地方公務員法と地方自治法の改正を受けた新たな制度になります。そのため新たな予算科目を作りまして、こちらにこれまでの嘱託員の報酬と、7節の臨時職員賃金が、会計年度任用職員の報酬として次年度は予算計上しております。こちらの額が44,608,000円となります。次に、3節の（職員手当）会計年度任用職員手当ですが、この制度の改正に合わせまして、これまで期末手当がなかったのですが、これからは、週20時間以上勤務する会計年度任用職員につきましては、期末手当が付くようになります。次年度につきましては1.3か月分が付くということですので、その予算2,498,000円を計上しております。続きまして13節の委託料のところですが、嘱託員健康診断委託料、こちら今年度60,000円ありましたが、

こちらでも予算の組み換えを行いまして、次年度は職員課の予算となりますので、0円となります。続きまして14節の図書館システム等賃借料ですが、今年度10月に図書館システムの入れ替えを行いまして、こちらの賃借料が、526,000円の減額となりました。引き続きまして9節の(旅費)職員旅費・費用弁償、こちらが605,000円の増額となっておりますが、こちらでも今まで臨時職員につきましては通勤手当がなかったのですが、この4月の改正におきまして、通勤手当も支給されることとなりますので、予算を計上しております。続きまして13節の委託料につきましては、今年度中央図書館外壁等改修工事実施設計委託料として、3,041,000円を予算計上していましたが、こちらは、次年度はありません。こちらの設計委託を受けまして、次年度外壁等改修工事ということで、この15節工事請負費で83,764,000円を計上しております。それ以外ですと、減額したところで、電子複写機・コピー・ファクシミリ賃借料は、リース期間の延長をし、同じ機種をそのまま使いますので、減額になっております。次年度の予算の概要は以上となります。

合わせまして口頭で報告させていただきたいものがあります。今年度、9月補正と12月補正を行った急ぎの案件が2点ありました。1点目が冷暖房設備の改修工事です。こちらは屋上にクーリングタワーという、冷房を使用する際に使う設備があるのですが、こちらが36年経過して劣化が著しいため、5,214,000円の9月補正予算を組みまして、現在工事に向けて準備を進めております。3月中には工事が完了する予定となっております。もう1件は、消火栓ポンプの取替え工事で、2,090,000円を12月補正で計上いたしました。こちらは、消防設備点検で消火栓ポンプの劣化が著しいといった指摘があり、火災発生時に正常に作動しない恐れがあるということでしたので、今年3月までに取替え工事を終了する予定で準備を進めております。説明は以上となります。

会 長： では引き続き、事業係お願いいたします。

事務局： 中央図書館事業費について説明させていただきます。特に大きい変更はないのですが、一部平成31年度に比べて減額になっているものがあります。これは移動図書館のみずうみ号が、平成31年度は車検があったのですが、令和2年度は12か月点検となりますので、こちらの費用が減額になりました。それ以外につきましては講演会の講師謝礼や対面朗読等の謝礼、また図書資料費につきましても、平成31年と同額ということで計上させていただいております。中央図書館事業費の説明は以上となります。

会 長： では、桜が丘図書館、お願いいたします。

事務局： 桜が丘図書館事業費について、説明させていただきます。会計年度任用職員に変わります関係で、平成31年度まで臨時職員賃金として計上していた

ものを、令和2年度からは会計年度任用職員の報酬ということで計上しております。また、令和2年度につきましては、特別資料整理を予定しておりますので、その分のアップが10万円ほどあります。それから、事業関連維持費の14節の電子複写機・コピー・ファクシミリ賃借料については、中央図書館と同様に、5年のリースが切れて再リースということで、同じ機械を使用し続けるため、賃借料が146,000円の減額となっております。図書資料費につきましては、11節の雑誌等購入費が32,000円の増額となっておりますが、消費税の改定分と、少し雑誌が値上がりしているものもありますので、その分も見込んで、32,000円を増額して計上しております。備品図書については、31年度と同額で予定をしております。桜が丘図書館の事業費については以上です。

会 長： 最後に、清原図書館お願いいたします。

事務局： それでは清原図書館事業費でございます。こちらも全体の流れとしましては、管理係、桜が丘図書館と同様で、会計年度任用職員制度の開始に伴いまして、平成31年度臨時職員賃金であったものが、会計年度任用職員報酬に切り替えをしております。そして桜が丘図書館と同様に、図書館システムの入替えの関係で、特別資料整理を行っておりませんでした。令和2年度は行う関係で、その時来てもらう会計年度任用職員の報酬を見積もっております。それから事業関連維持費の中で、職員旅費・費用弁償が増えておりますが、こちらは会計年度任用職員の通勤費にあたります費用弁償を上乘せした関係で、金額が増となっております。それから14番の電子複写機・コピー・ファクシミリ賃借料につきましては、中央図書館、桜が丘図書館と同様に、再リースということで、減額が可能となりました。そのほか、図書資料費、雑誌等購入費と備品図書購入費は平成31年度と同額を計上いたしました。以上です。

会 長： 以上で説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。何かご質問等ありましたらお出してください。

委 員： 来年度は外壁等の工事が大きな事業になるかと思うのですが、工事に伴う休館とか、そのようなことは考えていますか。

会 長： 事務局お願いします。

事務局： 外壁等の等についてですが、内部の梁のところに、60センチメートル四方の陶板が貼りつけてあるのですが、こちらも落下の危険があるということで、補強の改修を行います。その関係で、約2週間閉館する必要があるということで、実施設計の中では、報告を受けております。実施時期については、業者が決まってからの調整になりますので、まだ決まっていないのですが、秋に行うことで調整しています。以上です。

委 員： 何か月間とか、そういう話ではないわけですね。

会 長： よろしいでしょうか。ほかに何かありますか。

委 員： 会計年度任用職員の件でお伺いします。臨時職員というか嘱託員という制度の代わりに新しい任用制度ができて、その結果待遇改善と言いましょうか、個人の単価が上がるのでしょうかけれども、期末手当が付いたり、通勤手当が付くということで、大変結構なことだと思うのですが、よく指摘されているのは、結局単価が上がった分、人員削減に繋がっているかという指摘があるのですね。今日の説明の中で、そういうような、例えば実数とか何かが減っているとか、そういうことはあるのでしょうか。

会 長： 事務局をお願いします。

事務局： 今回の制度移行につきましては、もう一度図書館の各事業を見直して、効率化が図れるものは図り、その上で令和2年度の予算を組むようにという指示が来ておりました。その関係もありまして、嘱託員、臨時職員の必要な人数を確認してきまして、その結果、従前と変わらない人数ということで、予算も認められる方向で来ております。ですので、通常の前算よりは上乗せした形で認められるということになります。

委 員： ありがとうございます。

会 長： ほかに何かありますか。ではないようですので、議題（1）令和2年度予算案につきましては、以上とさせていただきます。

議題（2）その他

ア 地区図書館の開館日及び開館時間等の見直しについて～市立図書館における検討結果～（案）

会 長： 続きまして、議題（2）その他 ア 地区図書館の開館日及び開館時間等の見直しについて～市立図書館における検討結果～（案）について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局： それでは、地区図書館の開館日及び開館時間等の見直しにつきまして、市立図書館における検討結果（案）の報告をさせていただきます。平成28年10月に、「地区図書館の開館日及び開館時間等の見直しについて」として諮問をさせていただき、平成30年2月に答申をいただきました。その後現在まで、図書館としましては、現体制による直営での見直しと、指定管理者制度を導入した見直しについて、並行して検討してきました。この度、検討結果がほぼまとまりましたので、報告をさせていただくものです。

先に、結果的などころから申し上げますと、今回の見直しで最低限の目標としておりました、清原図書館の開館日を1日増やすということと、桜が丘図書館の夜間開館を実施すること、更に祝日開館を行うこと。この3点を最低限の見直し内容ということで検討してきたわけですが、こちらの3点につきましては、現体制で見直しをするということが難しいという判断をさせて

いただいております。後ほど担当から報告をさせていただきますが、図書館としましては、直営ではできないということを説明する方法が非常に難しく、通常の一般的な報告の資料としては、「できない」、「できない」と言うような文言が重なりまして、違和感のある報告ではあると思っているところではあります。これまで2年間近く検討してきた結果ということで、ご了解いただければと考えております。詳細につきましては、担当者から説明をさせていただきます。

会 長： 事務局、お願いいたします。

事務局： 「Ⅰ 東大和市立図書館協議会答申までの経過について」につきましては、〔1：背景〕としては、市では平成15年の地方自治法の一部改正に伴い、市内に「公の施設の管理運営に係るあり方検討委員会」を組織し、すべての公の施設について、その管理運営を点検し、指定管理者制度をこれまでに市民体育館や市民会館等に導入してきました。市立図書館については、平成28年8月に、市長が桜が丘図書館及び清原図書館へ、指定管理者制度導入の方針を決定し、教育長に対して、制度導入の検討が依頼されました。市立図書館では、これまでも開館時間等の見直しを少しずつ行ってきましたが、この依頼を受け、社会状況や地域の実情に見合った開館時間をどのような内容にすべきかをまず決めることにしました。そして、東大和市立図書館協議会に、「地区図書館の開館日及び開館時間等の見直しについて」として諮問を行い、平成30年2月15日に答申をいただきました。

〔2：答申の構成〕につきましては、こちらは答申の内容になりますので、記載のとおりとなります。続きまして、〔3：答申に対する図書館の受け止め〕としましては、答申の内容をできる限り尊重し、配慮すべきであることは当然のことと認識していますが、約2年間の検討を進めてきた中では、全て答申の内容どおりには、予算や組織、労務管理等のこともあり、可能な範囲での配慮にさせていただかざるを得ないものと考えています。次に、〔4：図書館における検討内容及び体制〕につきましては、近隣市の状況ともあまり差異なく、社会状況や地域の実情も踏まえ、市民等に納得していただけるようなバランスの取れた内容について、答申や利用者アンケート等を参考に、館長係長会議や、職員会議等を重ね、徐々に整理をして行きました。

「Ⅱ 開館日及び開館時間の検討について」であります。〔1：開館時間等の見直しの内容〕としては、次の3点を見直し内容とすることになりました。1、清原図書館の休館日を週1日とする。2、桜が丘図書館の夜間開館を、午後7時まで週2日実施する。3、祝日（年末年始を除く）は開館とする。この3点については、市立図書館として社会状況及び地域の実情を勘案し、市民の皆様説明できる最低限の見直し案であると考えた内容であり、いずれも必要な内容のため、この機会に同時に実施すべきであると考えまし

た。〔2：地区図書館の勤務体制〕として、1で設定した見直し案を実施するための勤務体制を検討しました。検討結果としては、両地区図書館ともに、現行の正規職員2人、嘱託員2人の基本体制を、正規職員3人、嘱託員1人の体制にすることにしました。次に〔3：中央図書館の勤務体制〕の検討になりますが、見直しの前提条件は、新たな人員や予算を伴わずに行うこととしていますので、中央図書館から各地区図書館へ正規職員を配置換えすることになります。次に〔4：休館日の考え方〕になりますが、休館日に職員が誰も出勤しない完全休館日とすることは、事務が滞ってしまう可能性が高く、特にバックヤード業務の多い中央図書館では困難であると判断をしました。また、地区図書館と中央図書館の休館日をずらすことは、市民サービスの向上につながるものと考えました。〔5：業務実態調査〕につきましては、バックヤード業務を含む図書館全体の業務を把握するために実施した実態調査で、昨年10月の図書館協議会で説明させていただいた内容になっています。次に〔6：試行による確認〕につきましては、単に机上のことだけでなく、実際に業務が遂行できるかを検証するために試行を行うことにしました。内容につきましては、こちらも昨年の図書館協議会で説明させていただいた内容と同様のものとなっております。次の〔7：試行後の経過〕につきましては、昨年5月8日の教育委員懇談会では、現実的で具体的な提案を出すことができなかつた旨を報告させていただきました。しかし、実際は、期限を延長して検討を続けており、次年度の職員体制の要望期限となる6月19日までに提案が出せなかつたことをもって、現体制での見直しは困難であるとの判断をしました。しかし、7月末に事業係から、事業仕分案の提案がありまして、内容の確認をすることになりました。《事業仕分案の検討結果》になりますが、事業仕分案は、各係員の意見を単にまとめたものとなっており、事業係のアンケート調査の基本的な考え方や活用の仕方が整理できておらず不十分な内容であったため、市立図書館としては、この案を採用することはできませんでした。確認した主な内容については、4点になります。(1) 人工(人日)の考え方に誤りがあり、臨時職員を含めた勤務シフト表の作成ができなかつたこと。(2) 削減後に残る図書館全体の業務量の把握ができず、また業務を削減することによる支障についての検証ができなかつたこと。(3) 従前からの懸案であり、見直しの実現性の低い業務が含まれていたこと。(4) 予算見積書の提出期限までに嘱託員及び臨時職員の業務の見直しができず、正規職員だけでの1人工(約230人日)以上の削減はできなかつたこと。この4点になります。次に〔8：現体制による見直しの検討結果〕になりますが、こうしたことにより、現体制による見直しについては、現実的で具体的な提案を出すことができず、見直しは困難であると判断せざるを得ない結果となりました。続きまして、「Ⅲ 指定管理者制度導

入に係る見直しの検討について」であります。指定管理者制度の導入については、近隣の先進市に状況を確認するなどの情報収集に努めてきました。また、図書館協議会からの答申における付帯意見や利用者アンケート等も参考にして、以下に、指定管理者制度を導入した場合におけるメリットとデメリットについて整理をしました。〔1：指定管理者制度導入のメリット〕としましては、(1) 開館日及び開館時間の拡大が可能となります。(2) 民間事業者のノウハウを活用したサービスの向上が期待できます。(3) 専門性を備えた職員の配置の可能性が高まります。(4) 職員相互の相乗効果が期待できます。こちらは、職員間に図書館サービスに対する競争意識が自然に生まれてくることによるものです。(5) 地区図書館の正規職員の他部署への配置が可能となります。

次に〔2：指定管理者制度を導入した場合の懸念とその対応〕につきましては、(1) 経費削減のため、資料購入を控えてしまう可能性はないのか。対応としましては、資料購入費は指定管理料に含めず、中央図書館で管理するため、今までどおりの資料購入となります。(2) 資料の購入について、偏った選書となってしまう可能性はないのか。対応としましては、選書については、中央図書館が中心となって決定していくため、偏った選書の心配はないと考えます。(3) 労務及び経費等の削減のため、地域・学校等との連携に消極的になってしまう可能性はないのか。また、市内外の図書館との連携に支障はないのか。対応としましては、学校や地域等の連携については、基本的には現状のような連携は可能と考えます。仕様書等に規定し、実施状況等についてモニタリング等により内容を評価することで、指定管理者更新の選定時に判断材料としていきます。また、市内外の図書館との連携上の支障につきましても、大きな支障はないと考えています。(4) 現体制（直営）と比較して、職員の資質に不安があるが、サービスの低下を招く可能性はないのか。こちらにつきましては、資質を一概に比較することはできないと考えます。司書の有資格者や、図書館勤務の希望者を確保するには、民間活力の導入は有効な手段になると考えます。(5) 短期的な指定期間となってしまう、長期的な視野での業務及び人材育成が図られない可能性はないのか。対応としましては、再指定を可能とすることで、当該事業者の努力により、長期的な視野での運営や人材育成が可能になると考えます。また、指定管理者の職員に対する研修制度等についても確認していきます。(6) 個人情報の取り扱いに対する不安について。対応としましては、東大和市個人情報保護条例または施行規則において、必要な措置を講じなければならないこと、また契約、協定書等にも明記しなければならないこととされています。プライバシーマークの取得も事業者に求めていきます。(7) 教育委員会及び図書館協議会との関係について。対応としては、定例会議の実施や、必要によ

り会議等への参加を依頼することで連携を図り、問題の発生を防ぐとともに、早期対応ができると考えます。また、教育委員会、図書館協議会との関係につきましても、中央図書館が直営で運営しますので、これまでどおり対応できると考えています。最後に（８）平成２０年に文部科学大臣が「図書館に指定管理者制度はなじまない」と発言しており、国は制度導入を否定的に考えているのではないかと。こちらは、近隣市に伺った中では、利用者からの満足度も高く、各種のモニタリングの結果もよい評価を得ているとのことでした。また、図書館への指定管理者制度の導入が進んでおり、実態としても各自治体の判断に委ねられていると考えます。

次に、〔３：指定管理者制度導入の可能性〕につきましては、今回の見直しの作業の中でも、大きな事業等の見直しは行わないことになりましたので、現在の地区図書館の予算をベースとして、見直し後の開館日及び開館時間等の内容で、事業者へ請負が可能かどうか確認したところ、複数の事業者から可能であるとの回答が得られました。近隣市の先進自治体への確認においても、中心館との連携の下で良好な運営がされておりました。さらに他の自治体において、指定管理者から直営に戻している事例では、中心館を含めた指定をしているところがほとんどで、本市が想定しているように、中央図書館は直営で運営し、地区図書館のみ指定管理とする形態では、直営に戻している事例は確認できず、少なくとも都内にはない状況でした。市立図書館としては、こうしたことから、地区図書館への指定管理者制度の導入は可能であると判断いたしました。

最後に「Ⅳ 検討結果及び今後の取り組み」としては、以上のことから、市立図書館における、地区図書館の開館日及び開館時間等の見直しによる検討結果としては、現体制（直営）での見直しは極めて困難であるとともに、指定管理者制度の導入は可能であるとの判断をいたしました。今後の取り組みとしましては、桜が丘図書館及び清原図書館への指定管理者制度導入に向けた条例改正の手続きや、募集要項の作成など、より具体的な手続きの検討に入りたいと考えています。説明は以上になります。

会 長： ありがとうございます。報告が終わりましたが、何かご質問等ありますか。

委 員： この書類の表題のとおりの見直しについての検討結果は、中央図書館長が、誰に対してこの説明の文章を提出したのか。宛先は誰なのですか、というのが１点。それから、この文書の性格は何ですか。この文書の性格がよくわからないので、教えていただきたい。

会 長： 事務局どうぞ。

事務局： この文書の提出先ですが、市長部局の方から、指定管理者制度導入の検討依頼を平成２８年８月にいただいています。こちらに対する回答がされてお

りませんので、最終的には、検討結果の報告ということで、市長へ報告を上げたいと思っています。その報告起案を上げるにあたりまして、まず図書館協議会へ報告をさせていただいて、次に教育委員会定例会へ報告をさせていただきます。概ね了承いただいた中で、最終的には図書館から、市長部局へ報告起案として上げていく形になります。この資料の性格ですが、現状では今まで図書館として検討してきたことについて、図書館協議会及び教育委員会定例会において、検討結果を説明するための説明資料ということになります。以上です。

会 長： 委員、いかがですか。

委 員： 協議会、教育委員会、最終的に市長への説明のための文書であると、そういうことですね。今日のこの場のこの会議が、説明をしました、自由に感想を言ってくださいという性格の会と捉えて良いのですか。

会 長： 事務局どうぞ。

事務局： そうですね、検討結果は、これは事実になりますので、基本的には動かないと思いますが、この資料の作り方とか、いろいろなご意見があると思いますので、その辺につきましては、可能な範囲でお伺いできるか思いますので、自由なご意見をいただければと考えています。以上です。

委 員： 自由な意見を言ってくださいということによろしいですね。はい、わかりました。

会 長： ではほかに、何かございますか。

委 員： 大変な結果、文書で、ずっと何度か読ませていただいたのですが、最初のところからずっと読んでいって、それなりの積み重ねがちゃんとできているというように思うのですが、7ページのところで、中央館の人数を減らして、分館の人数を増やすということを前提にしたらできるかどうかというようなことで、8ページ以降から、業務実態調査を始めたということですね。ところが、読んでいて、ここまではわかるのですが、この5以下の業務実態調査から、読んでいて意味がわからないのですよね。その結論が、最後のところの12ページ、13ページに入ってくるわけですが、そのつながりが、そこまでは上手くつながっているのですが、その次の業務実態調査によって、なぜ指定管理の導入がというところが、読み取れないのですよね、この文章だと。だから私の読み方が悪いのかなと思いつつ何度か読んだのですが、よくわからないというのが正直なところです。

会 長： 事務局どうぞ。

事務局： 業務実態調査につきましては、まず基本的に図書館にはどういう業務があるのかということ洗い出そうということで、平成30年7月くらいから徐々にまとめてきたものになります。この調査の活用方法としては、1つ

には図書館の業務というのはどういうものがあるかということ。そして、対外的に図書館業務にはこういう業務がありますといことを紹介するために整えた資料になります。そして、中央図書館に実際にいる職員で、図書館本来の業務が果たしてこなせるかどうかを判断するために、その検討材料というような形で活用しています。

会 長： 委員どうぞ。

委 員： そうすると、この答申を受けた形で、直営でやっていくために考えられるのは、中央図書館の14を12にして、地区図書館を1名1名増にすれば、できるかどうかを、この8ページ以降で検証したということによろしいですか。

会 長： 事務局どうぞ。

事務局： そのようにもなると思います。その検証につきましては、ただ単に机上の話でなく、できる業務はどんどん試していこうということにしました。

会 長： 委員どうぞ。

委 員： その8ページ以降は、もう1度家で読み直したいと思うのですが、わかりづらいのですが、これの前提になっているのが7ページのオの、開館時の体制ですよね。中央図書館は現在開館時に必ず1人以上の正職員を、1階のカウンターと2階のレファレンスに配置をすると。嘱託員と臨時職員だけで対応することについては、安全面についての配慮の必要から、またカウンター業務やレファレンス業務に携わることで、図書館職員としてのスキルアップにつなげていることなどから、現状どおりにしたい。これが前提なわけですよね。私も図書館の現場にいた人間で、本当にこれができるか良いと思うのですが、多摩地区のほかの図書館、そもそもほかの図書館で開館時間を比べているわけですが、このところで東大和と同じような中央図書館で、人口だとか、例えば羽村だとか福生だとか、いくつかあろうかと思うのですが、稲城ですとか、狛江ですとか、清瀬なんかもそうだと思うのですが、そういうところの中央図書館のシフトみたいなことは、検討されたのでしょうか。

会 長： 事務局どうぞ。

事務局： レファレンス室については、どういう職員が対応しているかというのは、一応確認はしております。数市が、正規職員を基本的には充てているということで、ただチームで行っていて、中には1人程度嘱託員の方が含まれているというような情報は得ておりますが、基本的には正規職員で対応しているという実態があります。中には、嘱託員というところもありますが、東大和としては、レファレンスは正規職員でという考え方で進めたいということです。以上です。

会 長： 委員どうぞ。

委員： どこにこだわるかということだろうなと思っていて、ここで会計年度任用制度が入ってきたり、そういう意味では、今までの嘱託よりも、もしかしたらレベルが上がる可能性があるわけですね。その嘱託職員の。そういうことを考えると、ただここで正職、正職、正職というような形で、やること自体のほうが、今の時代に沿っているのかなと。それができないから業者に委託するのだというのは、何か論法としてはちょっと行き過ぎなのかなという感想です。この7ページの前提を読んで、私は思いました。

会長： 事務局どうぞ。

事務局： 職員の配置につきましては、業務実態調査の最後の考察のところ、1つは、市立図書館では図書館専門職は採用しておらず、正規職員は全て一般職となっている。そのため、概ね3年で人事異動の対象となることから、各職員が複数の図書館業務を兼任し、その業務の担当者が異動となっても、他の職員がカバーできるようにしておき、図書館業務に支障が出ないように備えているということがありまして、図書館は従前の資料の中では、32くらいに担当項目を分けて、それぞれが複数の、4つか5つの担当項目を持って、掛け持ちで運営してきていると。もし一部の担当者が異動になっても、ほかの担当者がおり、業務に支障がないような体制を組んで運営しているということはお説明したと思いますが、その際に必要な職員数ということになってきますと、担当項目自体は減らせませんので、その項目に対応していくには、ある一定の正規職員は必要であると考えています。その中で出てきているのが、今定数である14人は必要ではないかということで、図書館としてはこの14人というのは確保していきたいと考えております。それが1つと、さらには、選書会議などは特に重要視していることもありまして、そのためには、日々研鑽する中では、窓口対応とかレファレンスとか、そういった現場に出て、経験を積むというのも東大和市の特徴と言いましょいか、職員の技術向上とか、そういったものを狙った上では必要な体制であると考えています。以上です。

会長： 委員、いかがでしょうか。よろしいですか。

委員： これを作成する時に、14人が12人ということだったわけですがけれども、検討の前提として。この人数設定の時に、多摩地区の同規模の、2000平米前後ということになるのでしょうか、1500から2000平米くらいの中央図書館の職員がどういうようになっているのかというのを、ほかが良いわけではないとは思いますが、調べてもらいたかったなという感じがするのですよね。実際ある市なんかですと、2000平米を超えていると思うのですが、これは良い悪いは別ですが、正規職員8人でやっているわけですね。そういう選択、難しいですが、ここで東大和の中央図書館は14人を守るんだ、それを守るために分館を指定管理にするのだ、

というのであれば、ほかの選択があるのではないかという気がするのです。実際、この規模の図書館で、多摩地区で、もっと少ない人数でやっているところはあるのだと思うのですよね。

会 長： 事務局どうぞ。

事務局： 規模的には同規模というか、確かに8人で運営していますが、そちらの図書館は、完全休館日というものを設けておまして、東大和の場合は、火曜日休館にしているのですが、職員は皆出てきて、選書会議とか職員会議、あとは開館時間にできない業務等を皆でやっているということがあります。さらに、図書館は夜間開館を中央は実施しているのですが、それについても、時差出勤ということではなく、超勤対応で行っているような状況があります。そういう意味では、他市に比べて、事務的な部分がかかなり多い職場になっています。確かに完全休館ができるということであれば、2班体制を組んで運営することも可能ではないかということで検討してきましたが、担当から説明がありましたとおり、東大和市では完全休館はちょっと厳しいという状況がありますので、同等にはできないと考えています。以上です。

会 長： ほかの方で何か質問などありましたら、お出してください。

委 員： 指定管理者制度導入に係るメリットを、今回整理をしてお出しただいて、特に1、2、3になるのでしょうか。予算の範囲内で開館日、開館時間の拡大が可能となるということと、具体的にはどうかわかりませんが、サービスの向上が図れるだろうということと、それから3番目の、司書の有資格者及び図書館での勤務を希望する職員の配置が可能になるだろうという見込みだと思うのですが、これらの見込みが本当に、どれだけ高い確率で望めるのかどうかということも多少気になるところではありますが、その根拠としまして、16ページにお示しになっているように、〔3：指定管理者制度導入の可能性〕の、現在地区図書館の事業内容や予算をベースとして、見直し後の開館日及び開館時間等の内容で事業者に請負が可能かどうか確認したところ、複数の事業者から可能であるとの回答が得られた。これを根拠になさっているということになると思うのですね。業者ですから、当然請け負いたい、利益を得たいという意思もおありでしょうから、当初はそのようにして請負可能だという回答をなさるのかもしれませんが、その後持続可能なかどうかということも、気になるところです。さらに、14ページの〔2：指定管理者制度を導入した場合の懸念とその対応〕の(3)の部分の、学校や地域等の連携については、基本的には現状のような連携は可能と考えるという、おまとめの中の、現状のような連携というのは具体的にどのようなものなのかということも、興味があります。それで、仕様書等に、地域、学校等の連携に関して規定し、実施状況については、モニタリング等により内容を評価することで、指定管理者更新の選定時に判断材料としていきます、

という文言があるので、これは場合によっては指定管理者制度に改善を要求できたりとか、あるいは交代を要求することができるということは、ある意味でサービスの劣化を食い止める抑止につながっていく可能性はあるのかなど考えるのですが、そうしますと、この仕様書等というのがどういう性質のもので、私ども図書館協議会としては、こちらに具体的に図書館で利用なさっている皆さんが、明らかに明文化できるような、図書館の義務とも言うべき、基本的な業務以外の副次的な、どちらかというやり過ぎというか、そこまでやる必要があるのかどうかと思われるかもしれない部分に関して、地元の住民の方々が、図書館を頼っておられるというような事情を考えますと、それに対してある程度、図書館協議会の方か、あるいはその周辺の方々に、利用者の方々に、提言と言いましょか、要望と言いましょか、そういうようなものを、これが実現可能かどうかは別として、図書館長のほうに、あるいは市のほうに、要望することが可能なかどうかというようなことが、まず1点ご質問として伺ってみたい点としてございます。

もう1つ、もっと大きなこととしては、結局この指定管理者制度の導入をなぜ考えなければいけなかったのかということを考えますと、市の財政難と言いましょか、経費の節減というのがどうも至上命題になっているようでして、であるならば、指定管理者制度に委ねることによって、地区館にかかっていた経費が、少なくとも人員を削減することができるということになりますので、今でも欠員がある状況の東大和の図書館に、さらに図書館の方が人数の削減がされてしまうということになると思うのですが、これが今の段階で地区館に関してだけならば、それで大きな問題はないのかもしれないけれども、徐々に図書館に係る経費が削減されていくというのが続いていくと、中央図書館自体の持続が危ぶまれていくのではないかとということも心配ですし、今回の指定管理者制度を導入した場合の懸念とその対応のところでもお示しいただいている、資料購入を控えてしまう可能性、これは中央図書館で管理するから大丈夫。資料の購入について偏った選書にならない。これも中央図書館で管理するから大丈夫。ということになりますので、この維持が、中央図書館の市の直営の維持ができるのかどうかということ、現状はもちろんできるというご回答なのですが、徐々に経費が削減されていく過程で、その見通しで大丈夫かどうかというような点について、2点ほどお尋ねしたいと思いますが、いかがでしょうか。

会 長： 事務局どうぞ。

事務局： それでは、順を追って回答したいと思います。もし漏れていましたらまたお願いしたいと思います。まず1点目なのですが、予算の範囲内という部分です。比較できるのが、現在の業務内容と、現在係わっている職員人件費がほとんどになるのですが、それと一部の事務費的なものを事業者の見積

もりと比較をするしか、今のところはないのです。例えば指定管理者制度を導入するとしても、さらに条例改正ですとか、事業者の選定とかいろいろまだ手続きが先になりますので、2年くらい先になってしまう話になりますので、ここで細かな金額の比較というのは、どこまでできるかというのは限界があると思っています。ただし、確認していく中では、ほぼ今当市で抱えている人件費等の中で、サービスの拡大が可能という回答はいただいています。

それから、民間のノウハウですとか、専門性を備えた職員の配置の可能性ですけれども、地区図書館は事業費をほとんど持ちませんので、事業費のない中で工夫をしていただく、提案をしてもらうというのには限りがあるかなと思います。ただし、公立の図書館だけで考えているよりは、民間のノウハウというのも多少は入れてもらった方が、少しでも良いものができていくであろうということから、「向上の期待ができます」というような表現にしております。それから、専門性を備えた職員というのも、市の職員の場合には人事異動等で、本人の希望とは関係なく、図書館を知らない職員も配置されますので、少なくとも指定管理者の場合には、資格を持った者、あるいは図書館勤務を希望する人が配属されますので、その点ではそのような職員の配置の可能性が高まるという表現をしております。

それから14ページの(3)になりますが、労務とか経費等の削減のために、地域、学校との連携に消極的にならないかということですが、実際には、ボランティアの方に入ってきて、読み聞かせとか、市の職員と一緒に読書旬間ですとか、読書フェスティバルを一緒に行っている。あとは、学校図書館司書の方たちや指導員の方たちとも情報交換をしながら、必要な情報提供をしていくということでの連携を図っています。こういった内容のものであれば、他市の先進事例などを見ても、同じようなサービスが提供できていると考えますので、今行っているサービスであれば、指定管理者制度の導入は可能であるという判断をしております。

それから、要望関係ですが、どこまで要望を反映できるかというのは、ある程度仕様書の中で固まりますので、その内容を確認しないと、どこまでというのは申し上げにくいところはあると思いますが、可能な範囲で情報交換しながら、協力して市のために行っていただくということで、会議等の席では伝えていきたいと考えています。

それから経費の関係ですが、先ほど申しましたが、もともと地区館の費用というのは人件費が主ですので、それほど大きなパイではないので、大きな経費の削減効果というのは、当初からあまり考えておりません。開館日、開館時間が多くなれば良いと考えております。それから、今後中央館に経費削減とか、人員削減の関係が及ぶのかということですが、今現在は、中央館を残していくことにはなっていますけれども、これが将来的にもずっとという

ことにつきましては、今の段階で我々が固めてしまうこともできませんので、それは今後の社会情勢ですとか、そういったものにつきましては、我々のあとを継ぐ職員にお任せすることであると思います。ひとつの転機としましては、中央図書館は35年以上経っていますので、建て替えですと、2033年が計画の中にあるので、あと13年くらいです。その中で、徐々に考えを固めていってもらえるのかなと、これは個人的になりますけれども、そのような考えをしております。以上でよろしいでしょうか。

委員： はい。今の中央図書館が今後どうなるのかということに関しては、確かに今の段階で私どもも、ご提言申し上げることもできませんし、市側もどういう判断をなさるかもだいたい先のことになりますので、何とも言えないのですが、危惧としては、徐々に規模が縮小すること、あるいは指定管理者制度に移行することによって、そういう不安をどうしても抱いてしまうのかなというところが、気になるところです。先ほどの仕様書をお作りになるということで、これはおはなし会ですとか、そのほか地元の方々が図書館と連携しておやりになっている、いわば図書館側のあまり明文化されないかもしれないようなサービスのレベルというのが多分あると思うのですが、これを例えば図書館協議会なり、ご協力くださる方の提言という形で、ある程度要望をお伝えすることはできるのでしょうか。

会長： 事務局どうぞ。

事務局： 実際には、条例とか要項の細かなものにつきましては、次の段階ということになるのですが、報告を上げて市長決裁が下りた段階で、次は図書館が事務局になりまして、指定管理者選定基準等検討部会というものを立ち上げます。その中で細かなものを決めていきます。これは企画財政部長ですとか職員課長などの充て職でメンバーは決まっております、その中で検討していく形になりますが、事務局が図書館になりますので、その中では多少、伺う機会はあると思います。

委員： ありがとうございます。

会長： 委員どうぞ。

委員： 今、ここまでお話伺っていて、館長から中央図書館の今後のことについては、現時点で考え方を固めてしまうということはいけないというお話があったと思うのですが、私もそこがこれを拝見して気になったところでして、今回の検討というのは、業務の効率化というのが1つのテーマだったと思うのですが、最終的には直営のこの定数というか、人員では開館時間拡大という手当がどうしてもできないということで、地区館を指定管理にという結論かなと思いました。ただし、その考え方を進めていくと、将来中央館で、今も欠員があるわけですが、欠員が生じている状態があったり、その時点でサービスを拡大しようということがあった場合、やはり手当

ができない。中央館も指定管理にという話もできるのかなという懸念と言いますか、懸念というのは、答申では直営のメリットとして、市民の安心、信頼を得ていると指摘して、評価しているわけですので、そうした答申の考え方が全く将来的に生かされないということがあるとすれば残念な問題と思っていますので、そうした懸念をしました。

一方で、この検討結果を読むと、その指定管理導入の懸念とその対応というところで、14ページに、資料の選定、購入、管理は中央図書館で行うので問題ないとしていますし、16ページでは初めて知りましたが、他の自治体において、指定管理から直営に戻した事例は、中心館を含めた指定をしているところだと。地区館のみの指定管理だけで直営に戻した事例がないという、だから地区館への指定管理は可能だという結論の1つの材料とされている。つまり今回のこの検討結果の根幹には、中央館は直営であるという考え方が前提にあることは間違いないと、私は読んだのですけれども、それであったら将来的に中央図書館の指定管理という方向性について、払拭するような一言があるといいのではないかなと思ったわけです。例えば、この検討結果の部分に、今後も中央図書館の直営体制を維持することを前提に、地区館への導入は可能と判断したと。そういったような方向性を付けてはどうかと、というのを拝見して感じたところです。最後に意見ということになりますけれども。

会 長： 事務局どうぞ。

事務局： ありがとうございます。今回の図書館の一番大きな目的というのは、先ほどから開館日・開館時間の見直しということをお伝えしていますが、資料の45ページをご覧くださいなのですが、こちらは隣接市との地区図書館の開館日・開館時間、これは1週間当たりの平均でまとめたものになっております。これを見ていきますと、現在清原図書館は見直し前となりますと33.3時間、1週間平均です。見直し後でも40.3時間にしかならないのですが、近隣市のものを見ていただければ、東大和の地区図書館は開館日・開館時間は少ないというのが明らかになっておりまして、何とかこのところを直したいというのが、まず第一の目的になっています。その中で何とかできないかということで、いろいろ検討してきた中では、まず東大和の地区館の開館日・開館時間は、どの位が適しているのかというところを、そこから始めようということで、諮問などもさせていただきました。検討の中では、2つの形がありまして、1つは、直営でもう1回できないかということで確認したということと、もう1つは、指定管理者制度は、現在市が考えている形で導入できるかどうかを検討したいということで、合せて検討してきまして、その2つを合せたところ、結果的に直営が難しく、指定管理は可能性があるということですので、あくまで両方合せてセットで検討してきたというこ

とでご理解いただきたいと思います。

その中で、中央図書館の今後について、どのような形でこの報告の中に盛り込むかということになりますが、心配されている方が考えられているのは、中央図書館がどうなるのか、ここがすごくポイントになると思います。表現の仕方は非常に難しいと思いますので、そこは言葉を選ばせていただく必要があると考えております。変に期待みたいなこととか、確定と捉えられるような表現というのは、できるだけ避けたいと思っておりまして、今回はこのような形でまとめさせていただいたということになります。

会 長： 委員、どうぞ。

委 員： 感想とか、反省を含めてとか、そういうことで話をさせていただきたいと思うのですが、何でもこういう結論になるかという論理をずっと追っていきますと、2ページの下から2行目あたりのところに、答申の構成の中で、主文ではというのがあります。4の主文では、1点目に、「現体制を維持しながら見直しを」と書いてあります。これがこの答申文の中心なのです。この中心の中の尚且つ中心が、現体制を維持しながら、という前提だと思うのです。これは、直営方式とか、文章にも出てきます。こここのところがとおらなければ、維持されれば、見直さないという前提で話が進んだ気がする。それは行政文書というのは、意思決定は文書主義ですから、そこまでしつこくは書いていないのは事実なのです。見直さなかったらやめてくださいとは書いていない。どういうふうに書いてあるのかというと、3ページの「答申では、「優先順位を付けて、直営で実現可能な範囲で改めて見直しを行うように」とされた一方、「具体的な内容は、図書館の総合的な判断に委ねる」とされました」と書いてあります。この具体的な内容というのは、答申文には21ページに付いていますけど、1の柱の中の1番最後に付け足したのです。1番最後の行に1行付け足したのです。あとで付け加えたのです。「具体的な開館日及び開館時間等については、図書館の総合的な判断に委ねます」、これははっきり言えば、時間とか、割り振りとか、そういうのはプロではないとわからないという前提で、話してきたのです。15分を足して、2つであれば30分になるから、これはどうこうという貼り付けの問題などは、これはプロでなければわからないことです。もう私などはわかりません。だから、これはプロに任せて、現体制を維持しながら、プロが見直しをしてできるのなら、あなた方の判断に委ねますよと、そういう主旨なのです。ということは、こういうことを書いて良かったか、悪かったかということは、反省とはそういうことなのです。これを行政は文章で意思決定しますから、そう読み取ったのだということ、それを読み取り方が正しいか、正しくなかったか、拡大解釈しているかどうかということの問題は残りますけども、こここのところにやはり問題があったかなという反省はしています。この具体的な内容とは

何かと言ったら、さっき言った人の配置とか、開館時間の微妙な調整とか、そういうことを意味しているのであって、指定管理者制度の導入まで任されたということは、少なくとも読み取れないのではないかなと、私は思うのです。それを読み取ったと書いてあるのは、その次の文章です。3ページの、委ねるとされました。そのため、社会状況云々、図書館が直営できる範囲の内容という両立させることが難しい。これは我々でも難しいということはおわかったからプロにお任せしますと書いた。難しいと思われる内容について、図書館自身の判断、館長のことです。図書館長の判断で、決めていくことになりました。なりましたというか、決めていきますというのは、端的な言い方です。そうすると、ここまで具体的な内容を予想してなかったと、多分、会長も思っていると思うのです。こういう行政文章を書くときに、この道ふさごう、この道ふさごうというのは、はっきり言って難しい。だから言葉を具体的な内容というのは、指定管理制度まで、私が判断しますということを書いていいのだろうかという感想ですから、答えていただかなくて結構です。そんなことをこの文章を見ながら思いました。

決めていくことによって、12ページの結果に繋がっていきます。現体制による見直しの検討結果、「直営による地区図書館の開館日及び時間等の見直しは、現実的で具体的な提案を出すことができないので、直営による見直しは困難であると判断せざるを得ない。」現体制で行えないなら見直しは行わないということを前提に話は進んでいたのです。行わない。できないなら指定管理制度とは読んでいなかった。だから、そういうふうに、私は判断しましたということですから、そうですか、そういうことでいいのですかねというの、私の感想です。

この12ページの検討結果を受けて補強する論理を積み重ねながら、16ページの最終結論です。これが最終決定なのです、3行。「今後の取り組みとしては、地区館への指定管理者制度の導入に向けて条例改正の手続き、あるいは要項などの具体的な手続きの検討に入ります」ということです。こういうふうに論理が積み重なって、その台本になる具体的な内容は、我々が想定していた微妙な時間調整をしたり、人員配置したりすることは、これはプロでなければできないけども、という範囲内までしか想定していなかった。それをいやできませんと、不可能ですと、従って指定管理者制度という、こういう結論の流れがでたことに対して、反省はあったかなと思います。答えはいりません、反省しなければいけなかった、行政というのは文章で動くものですから、そう解釈したのです。その解釈が妥当かどうかは、これは別問題です。だけど、そういう解釈があり得たのだと思って感想を述べたまでです。以上です。

会 長： では、先ほどのことを続けてください。

委員： 関連というか、実態調査でも欠員分の充足が必要と書いてあったと思うのですけれども、65ページ。1番最後のところです、中央図書館。順に読んでいくと今年度は、正規職員の欠員の状況であったり、指定管理が地区館に入るといふ方向性が出ていますけれども、それに伴って、中央図書館の欠員というのはどうなる方向にあるのでしょうか。

会長： 事務局どうぞ。

事務局： 欠員の関係ですけれども、これははっきりとはわかりません。職員課に聞いてもそれはわかりませんが、可能性としては、図書館は今欠員がいますので、地区館の職員を引き上げるということになれば、その地区館の職員が中央館へ配置換えになるという可能性はあるのかとは思いますが、これもはっきりとはわかりませんが正直なところです。

あと今回この報告上げさせていただきましたが、図書館の検討の中では、現体制で見直しができるか、できないか。指定管理者制度の導入が可能か、可能でないかというところの検討はさせていただいたと思います。その制度とか、運営ができるかできないかの判断は、やはり現場である我々が判断しないといけない内容だと思いますので、我々は、まず、できるかできないかの判断をさせていただいたと思っています。ただし、この制度なり、体制をするか、しないかというのは、また別の次元の判断ではないかというのが私の考えているところで、図書館としては、できるかできないかの判断は、ここでさせていただくと。そして次の段階に進んで、その後は、それなりの意思決定の機会がありますので、そこでの判断を仰ぐことになると考えております。以上です。

会長： 委員、どうぞ。

委員： 10ページの試行後の経過、長い文章がずっと続きます、12ページまで。こういう内容のものを文書にして、これはもう社会に投げかけているというか、説明しているわけですけれども、要するに、ここで書かれていることは、職員がいかにかこの労務実態などの把握ができていない人がいるということを表していると思うのです。時間の把握とか、配置の労務管理の割り振り原則みたいなのがわからない人が、こんな提案をして、内部で話し合いをして、結局、それは取り上げませんでしたと言って、内部の問題でしょう。館長がそんなの間違っているよと言えおしまいになるという話なのです。これを社会に投げかけて、論理補強したのでしょうけれども、あんまりかっこよくはないと思います、私は。業務を理解していない人の提案を、いちいち潰したからといって、何の自慢にもならないです。管理の問題、管理者がきちんと、それは間違っているよ、できていないよ、捉えていないよと言えいい話であって、文章化してまで論理補強に使う必要はないかな、これは余計なことかもしれません。以上です。

会 長： かなり厳しいご発言です。委員さんでまだご発言のない方どうぞ。

委 員： 私は、予算とか、あと労務に関する意見は専門ではなく、多分そのために出ているわけではなくて、学校との関連という意味で呼ばれているのかなとは思いますが、何をこの場で伝えたり、擁護していけばいいかというのは、なかなか難しいのですけれど、学校は図書室があって、そこで子どもは本が大好きで、本の価値というのはすごく感じていまして、こういうのがあるというのは、すごく大事だなと思うのです。

ただ、やはり学校の位置によって、住居によって、行ける、または遠く歩いてまでなかなか行けないとかありますから、この勤務時間を伸ばすというのが、何のために誰のためにしようとしているサービスなのかというのは見えてこないもので、そこがいろいろ、私もこのあと勉強していきたいなと思ったということと、あと学校は、これから1人1台パソコン、タブレットですけれど入って、要するに情報はもうそれで全部調べましょうという時代に、来年、再来年あたりからなっていくのです。私の若い頃は図書館に行って、調べたいことを調べて、いろいろ真実がわかってきた。だけど、今はそういう使い方、図書館でまずしないです。スマートフォンとか、パソコンで調べて。だから、どんな時行くかと言ったら、読み聞かせとか、子どもの何かイベントとか、でするので博物館と連携してもらったりしたらいいだろうとかそういうアイデアはいろいろあるのですけれど、絶対にこのままの状態が図書館があと10年続くわけではないと皆さんもそう思うと思います。雑誌だって、全部パソコンでただ同然で読める時代ですから。ただし、やはり本の価値というのはあると思うので、その本にして情報が1つのものになっている価値を活かせる図書館に、今後なってもらいたいなというのが、学校としての思いで、イベント的なことがあったり、そういうことが、やはり学校としてもうれしいと思うというのが、今、イメージしているのはそういう感じです。以上です。意見です。

会 長： ありがとうございます。よろしいですか。まだ、ほかに。

委 員： 今までいろいろお話しされた方が言ったことと、共通になることもあるのですけれども、今まで本当に図書館からいろいろなサービスを受けて、いろいろな活動を、子どもを通じて一緒にしてきた者として、やはりこういうことは心配になるよねというのが、いわゆる対応についての懸念なのです。「それは、・・・と考えます」とまとめられているのだけれども、やはり何人かの委員の方もおっしゃったように、「考えます」と言っているけど、では実際どうなるのだろうかという心配があるのは、ご理解いただきながら、いくつか質問したいのですが、まず、図書館協議会として、もし委託になった場合の事業者との連携とか、いろいろなことを共有するとかという、そういう機会というのはあるのだろうかというのが、まず1つ。

それから、要として中央図書館が中心となって進めていくとありますけれども、先ほど何人の方がおっしゃっていたように、職員の異動によって、専門的なことはどうなっていくのだろう、選書1つ取ってもいわゆる専門的な内容が検討できる職員がどれだけ残ってくれるのだろうという心配をすごくしています。それから、今後はいわゆる具体的な手続きの検討に入りたいと言われてはいますが、今、言ったようないろいろな懸念が、懸念で終わって、私たち利用者にとって、より利用しやすい事業内容になるということをお願いながら、これからそういう手続きに入っていく場合、その内容に関しては、どういう形で我々に示していただけるのだろうか。その辺のところも、例えば内容的にこういうことも盛り込んで欲しいという意見なども出していきながら、盛り込んでいただくことも可能なのか、それとも本当にそれは専門的に図書館でやりますというのか、その辺のところも1番子どもたちと本当に図書館と図書館の職員に、いい形の事業をサービスしてもらっている立場として、心配になります。以上です。

会 長： 事務局、どうぞ。

事務局： まず、図書館協議会との連携についてですが、そういった連携の確認はしておりません。基本的には、必要があれば図書館協議会の席に出席してもらうことはあると思うのですが、連携して何かをするという、そこまでは確認はしておりません。それから、専門職員が何人残るかということですが、これもはっきりはわかりません。ただし、図書館を運営する中では、ある一定の司書が必要となりますので、支障が出ないように、職員課等に配置してもらおうよう要望していきたいと考えています。

それから、図書館協議会なり、市民の方から具体的にどのような要望ができるかということですが、予算との関係も出てくる可能性がありますので、基本的に、今のようサービスと業務内容ということであればそのまま行けると思っていますけれども、新たにこういうものということで提案が出た場合に、それはやはり費用的なことも発生する可能性がありますので、そこは具体的に内容を伺ってからということになると思います。以上です。

会 長： まとめを説明していただいたのですが、館長さんから自由に感想や質問があったらお出しくださいということですが、いかがですか。

委 員 よろしいですか。14ページの3番ですが、学校司書の立場としましては、やはり学校との連携というのが、消極的になってしまわないかということがとても心配で、中央館に依頼することもあれば、地区館に本の貸し出しをお願いすることも、生徒が実際に地区館を使って調べものをしたりすることでもしておりますので、そういったときに果たして、指定管理者制度になったときに、そういう受け入れもしてもらえるのか、サービスの低下がな

いようにしてもらいたいなど。今まで子どもたちが夏休みに調べものしたいからと相談に行ったときに、相談にのってもらえていたのが、のってもらえなくなるようなことがないようにとか、そういったことは約束してもらいたいなどという希望はあります。以上です。

会 長： ありがとうございます。事務局どうぞ。

事務局： それは可能だと思いますので、またいろいろ具体的な話があるかと思いますが、職員とも相談をしながら進めていきたいと考えております。

会 長： ありがとうございます。では、ほかにも何か。

委 員： 質問というか意見ということで聞いていただければと思うのですが、やはり13ページのところの指定管理者制度導入のメリットを5点上げているのですが、何かこの5点を見ると、本当バラ色の5点になるわけです。予算の範囲内で開館日及び開館時間の拡大が可能となります、ということは、予算がある程度一定するという話になると思うのですが、やはり他市の状況を見ると、何年かすると契約金額は上がっています。そうすると、この予算の範囲内というものが、それは最初のときはそうなのかもしれませんが、やはり何年かすると、今の予算よりは遙かに超える可能性があるのではないかという危惧をいたします。2つ目の民間事業者のノウハウを活用したサービスの向上が期待できますということですが、何かそういうプロポーザルまで考えていらっしゃるのか、どうなのかなというところですかね。そこはお聞きしたいと思います。3つ目の専門性を備えた職員の配置の可能性が高まりますということなのですが、これは以前の協議会でも意見を言わせていただいたと思うのですが、やはりこの図書館員というのは、地域との係りが大事だと思います。そういう意味で、指定管理会社が来るということは、やはり3年なり、5年なりで契約が変わってくるわけです。それは、本社が区部だったり、そういうところと契約をするわけですから、もし契約が変われば違う職員が一気に変わっていくと、そういう中で専門性を備えた職員の配置の可能性が高まりますとあって、その職員がずっといるという話ではないわけですから、ここはそんなにバラ色ではないのだと思います。4番の職員相互の相乗効果が期待できますというのは、これは、私は意味がわかりませんでした。5番目の地区図書館の正規職員の他部署への配置が可能となりますという5点目のメリットなのですが、最初に他の委員がこの報告書は一体誰に出しているのだというところになるのかと思うのですが、ここは図書館協議会の場です。図書館協議会の場というのは、東大和の図書館を良くしようとする場だと思うのです。そこに出す文章に、少子高齢化が進行する中で、市の多くの部署で職員不足が顕在化していると。また今後も市役所の職員の不足が顕在化していこうと。指定管理者制度の導入によって、地区図書館から引き上げた正職員を中央図書館

や他の部署に回すことが可能になりますという文章なのです。これは、図書館協議会に出す文章ではないですよ、と私は思います。私たちは、東大和の図書館を良くしようと思って考えているわけですから、職員を削減することを考えているわけではないと思います。5つほどメリットを書かれていますけども、私はこの5つのメリットは少し、やはり検討したほうがいいたらうと思います。以上です。

会 長： ご意見何かございますか。よろしいですか。

事務局： ご意見ということでお伺いいたします。

会 長： 時間もおしてまいりました。まだ議題もありますので、この件につきまして、委員の皆さん、感想とか、本音のところでおっしゃってくださったと思うのですが、今日、見直しの結果の報告をいただいたわけですが、私たちは、多くの市民の要望を踏まえてまとめた現体制で段階的に見直しをとした答申内容が結果的に生かされなかったと感じて、大変残念でしたが、図書館としては、十分に一生懸命検討された結果ということだと思うので、それは厳粛に受けとめさせていただきたいと思いますが、今日出されたご意見を会議録の中で埋もれさせるのではなくて、要望ということで、何かまとめるものがあるのでしたら、部長のご挨拶にもありましたが、任期が何か月か残っておりますので、何かこういったことを生かされるように工夫をしたいなと副会長とも思いましたので、そういったことをすることはいかがでしょうか。このまま本当は今日で任期の中での会議は終わりなのです。なので、せっかくこれだけ貴重なご意見とか、それで何かということではないのですが、ただ先ほども館長がおっしゃったように、今日の会議の中で出されたことで、それが検討に値すること、有効に使うことができるのであれば、そういったことも検討したいというご発言があったように思いますので、そこに向けて何か反映ができればいいなと思いますので、よろしいでしょうか、そういう形で。この会の終わったあとにお残りいただいて、どうなのかということをお話させてもらえると、ありがたいと思います。

それでは、その他の「地区図書館の開館日及び開館時間等の見直しについて～市立図書館における検討結果～」につきましては、終了にしたいと思います。

イ 東大和市子ども読書活動推進計画 平成30年度実施状況報告書について（報告）

会 長： 続きまして、その他の「イ 東大和市子ども読書活動推進計画 平成30年度実施状況報告書について」、事務局から報告をお願いします。

事務局： お手元の資料をご覧くださいと思います。第二次東大和市子ども読書計画活動推進計画〔平成30年度～令和4年度〕の計画期間のものです。今

回、平成30年度なのですが、実施状況報告ということで、取りまとめをいたしました。時間的に経ってしまっていて申し訳ないのですが、この第二次読書活動推進計画になりまして、最初の実施状況報告という形になります。基本的なところは、大きく第一次と変わる部分はないのですが、変わったところといたしますと、オリンピック・パラリンピックの関係がありますので、その項目が織り込まれたということがあります。詳しいことにつきましては、担当係長から説明をいたします。

会 長： 事務局、どうぞ。

事務局： 第二次東大和市子ども読書活動推進計画、昨年度としましては、第二次の計画5年間の計画を作ったものを元に、各館からいただいた実施状況の内容をまとめたものです。第二次になったからといって、子どもの状況が大きく変わったということではなくて、引き続き行っているものが多いのですけれども、オリンピックの話ですとか、学校との連携などについても、新しい項目を織り込んでいます。初年度ですので、まだ大きい変化は見えないところではあるのですが、これから5年間の中で、活かしていきながら活動させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上になります。

会 長： 報告が終わりましたが、何か急ぎ説明をいただいて、ご質問などございましたらお出してください。

委 員： 大枠のところなのですけども、計画ができて、それで30年度こういうことをしましたという、報告です。これがこの事業に対する評価みたいなことは、システムの持っているのですか、PDCAのサイクルを。

会 長： 事務局どうぞ。

事務局： 基本的には、この第二次の計画を作る際に、庁内に策定委員会を組織しました。各関係課の課長職になるのですが、その課長職において引き続き連絡会議というものを立ち上げまして、そのまま同じメンバーなのですが、進行管理をしていくという形で、組織は一応整えてはいます。ただし、実際に、会議を開催して細かなところの議論をするというところまでには至っていませんので、今後はそうしたことが課題であると考えております。以上です。

会 長： よろしいですか。ありがとうございます。ではほかにはご質問はございませんか。ご質問がないようですので、その他の「東大和市子ども読書活動推進計画 平成30年度実施状況報告書について」につきましては、終了にしたいと思います。

次に次第には記載がありませんけれども、そのほかに事務局から何かございますか。

事務局： 特にはありません。

3 閉会

会 長 それでは、本日予定しておりました議題は、これで全て終了となりました。皆さまからは、忌憚のないご発言をいただきましてありがとうございました。

今日が第18期図書館協議会委員の任期中で最後の協議会となりますので、一言申し述べさせていただきたいと思います。

今後、東大和市の図書館は、地区図書館へ指定管理者が導入されて、運営方法が変わっていくという報告があったのですが、その場合、図書館としての設置意義や役割を十分に全うして、利用する者にとって、これまで同様、もしくは、それ以上に質の良いサービスが提供できる図書館となっていだくようをお願いしたいと思います。

また、図書館協議会には、図書館サービスの更なる充実のため、その努力を続けていっていただきたいと思いますし、市民の皆さんにも図書館への関心をこれからもずっと持ち続けていっていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、これをもちまして、平成31年度第3回東大和市立図書館協議会を閉会といたします。皆さま、大変お疲れ様でした。ありがとうございました。